

平成 31 年 3 月 13 日

避難促進施設（スキー場施設）の選定について

1 火山活動によるスキー場への影響

- (1) スキー場施設は、多くの利用客や従業員が屋外に存在する施設であり、火山活動が活発化した場合には、噴石等から利用客等の安全を確保するための速やかな避難誘導が求められる。(平成 30 年 1 月に発生した草津白根山の噴火では、スキー場敷地内に噴石が飛散し、利用客が被災している。)
- (2) スキー場の繁忙シーズンである積雪期に噴火が発生した場合には、融雪型火山泥流や火山性地震に伴う雪崩等の発生も想定される。
- (3) 自家用車でのお来場者が多く、またアクセス道路の路面状況によっては、スムーズな通行が難しい場合もあることから、緊急時の避難では交通渋滞の発生が見込まれる。

2 選定施設

対象火山	市町村	施設名称	選定理由（※）
磐梯山	猪苗代町	猪苗代スキー場	噴火警戒レベル 2 で敷地の一部、 噴火警戒レベル 3 で敷地の多くが 規制範囲内に含まれるため。
		猪苗代リゾートスキー場	
		ファミリースノーパーク ばんだい× 2	
	磐梯町	アルツ磐梯	
	北塩原村	裏磐梯猫魔スキー場	
		裏磐梯スキー場	
安達太良山	二本松市	二本松塩沢スキー場	大規模噴火時の火砕サージ到達範 囲（想定火口から湯川沿い 5 km） に敷地のほぼ全体が含まれるため。
		あだたら高原スキー場	大規模噴火時の噴石飛散範囲（想 定火口から 4 km）に敷地の多く が含まれるため。
	猪苗代町	沼尻スキー場	噴火警戒レベル 3 で敷地の一部が 規制範囲に含まれるため。
		箕輪スキー場	

※ 噴火警戒レベル見直し（案）の規制範囲で検討したもの。

3 避難促進施設の指定に係る今後の流れ

